



鳥獣保護管理法の改正の検討を含めたクマ対策について

2024年9月
自然環境局

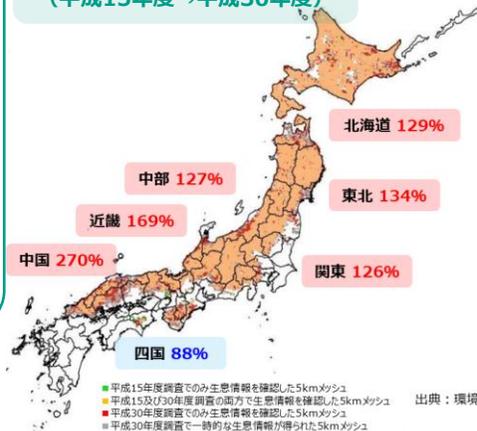


クマ類の被害防止対策強化の背景

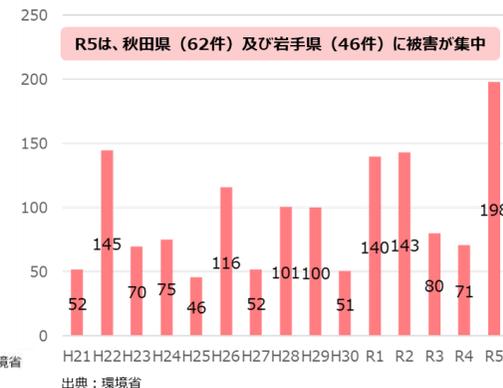
1 クマ類の分布域拡大と被害の増加

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



2 クマ類による被害防止に向けた対策方針とりまとめ

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の**3つの管理**を推進。
- 分布の拡大地域では個体数がさらに増加し、人の生活圏での人身被害が増加するおそれがあることから**四国を除く個体群を指定管理鳥獣に指定**。

- ※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分
- ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理
- ※3：事業のモニタリングによる適切な管理方法の適用

指定管理鳥獣への指定の考え方

- **都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

3 関係省庁によるクマ被害対策施策パッケージのとりまとめ ※詳細は次ページ

4 指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化等

- 令和6年4月16日に**四国を除く個体群を指定管理鳥獣に指定**。
- 令和6年8月2日に**指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類総合対策事業を追加**し、都道府県等へのクマ類による被害防止対策への**財政的支援を強化**。
- クマ類の近年の生息状況の変化を踏まえた都道府県等による保護・管理対策の技術的指針の補足資料を作成（予定）
- 住居集合地域等での銃猟に係る**鳥獣保護管理法改正の検討**

クマ被害対策施策パッケージ

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

